

袖ヶ浦市高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画

(袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画)

【概要版】

袖ヶ浦市
令和3年3月

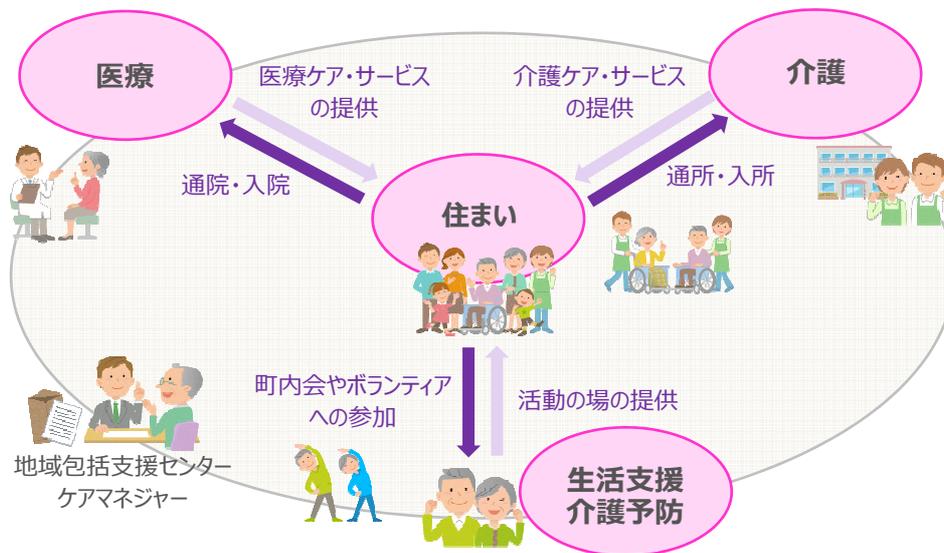
01 計画の概要

1 | 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、本市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置づけられるものです。また「袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画」をあわせて策定します。

第8期計画の策定にあたっては、令和7（2025）年に向け介護保険サービス基盤の整備を図るとともに、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた介護予防の取組・認知症施策をさらに進めるほか、災害等に係る取組を進めます。また、地域共生社会の実現を目指し、行政のみならず、あらゆる市民が生きがいや役割を持ち、地域の多様な主体と協働し、自分らしく生活できる地域社会を形成するために、さらなる地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

地域包括ケアシステムの姿



2 | 計画の期間

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間と定めます。

計画の策定にあたっては、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、さらにはその先の団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、中長期的な視点から施策の展開を図ります。

令和7（2025）年、令和22（2040）年を見据えた中長期的見通し



3 | 計画の基本理念

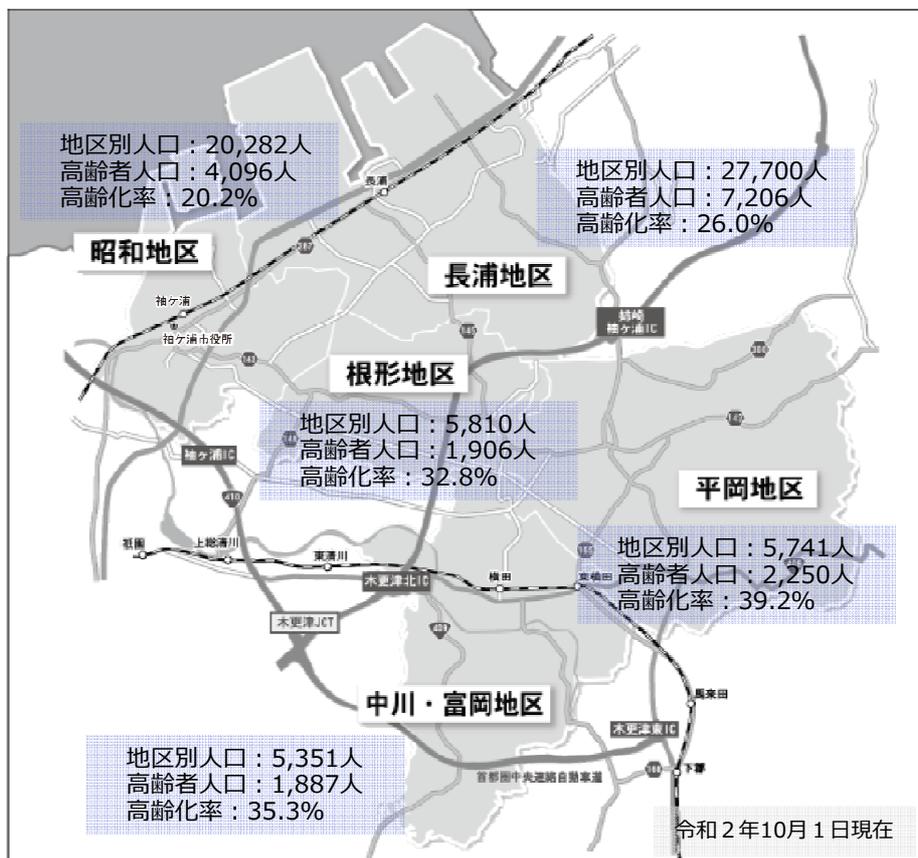
本計画では、これまで掲げてきた理念と進めてきた取組を踏まえ、新たな袖ヶ浦市総合計画の基本的視点も考慮し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、高齢者が住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らし続けられるまちの実現を目指し、以下の基本理念を設定します。

ふれあいとささえあい
ともに安心して暮らせる まちづくり

4 | 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める圏域です。これは市町村が高齢者福祉施策や介護保険事業という公的サービスの提供を展開していく区域となります。

本市の日常生活圏域については、第7期計画と同一区域である昭和地区、長浦地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区の5つの圏域とし、地域のニーズに見合った適切なサービス提供体制の充実を図ります。また、地域密着型サービスの整備については、これまでの計画と同様に、人口条件等に配慮し、長浦地区、昭和・根形地区、平岡・中川・富岡地区の3地区とします。



02

基本目標と施策の展開

基本理念及び第7期計画における課題や市民ニーズ等を踏まえながら、重点課題への取組を行うとともに、第8期計画における地域包括ケアシステムのさらなる充実に向け、次に掲げる4つの基本目標を設定し、施策を推進していきます。

基本目標1 介護予防と健康づくりの推進

すべての市民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしをより長く続けていけるように、加齢や生活習慣を原因とする身体機能の衰えや生活習慣病を予防するため、市民一人ひとりが、自らの健康に関心を持ち、定期的な健康診査等の受診や年齢等にに応じた健康づくりを継続して取り組めるよう支援を行います。

また、地域住民や医療・介護関係者、NPO法人、民間事業者等との連携を図りながら、介護予防・日常生活支援総合事業のさらなる整備や自立支援のためのリハビリテーションの充実を通じ、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた包括的な取組を行います。

基本目標2 住み慣れた地域での生活支援

健康に不安がある高齢者、ひとり暮らし高齢者など、日常生活を送る中で何らかの支援が必要とされる高齢者に対して、地域での自立した生活を送るための支援が必要です。増加する傾向にある高齢者の相談や支援、介護予防のケアマネジメント等、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの体制強化を図ります。

住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、地域の目指すべき姿を検討し、医療・介護を一体的に提供できる体制の構築に引き続き取り組めます。

高齢者の多様なニーズに合った住まいへの支援や、要介護認定者向けに介護保険サービスの基盤整備を推進するほか、介護人材の確保・定着を図るための支援を行います。

基本目標3 地域で支え合う仕組みづくり

高齢者の生活を支えるためには介護保険制度による支援だけでなく、見守りや介護者の支援などの充実が欠かせません。市民一人ひとりが「お互いに助け合い、支え合う」という意識を醸成し、地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

また、認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを進めるため、認知症に対する正しい理解の普及と地域における理解と見守りを充実します。

基本目標4 生きがいづくりと社会参加の推進

高齢者が地域社会において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要であり、趣味や特技、サークル活動等を通じて、社会貢献できる機会の拡充が求められています。高齢者がそれぞれの知識や経験を活かし、社会的役割や生きがいを持って活動・活躍できるよう、就業機会の確保等にも努め、社会参加を促進します。

また、高齢者が生活支援サービスの担い手になることで、高齢者の日常生活上の支援体制の充実と高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることができ、これによって要介護状態になることを予防する効果も期待されます。

03

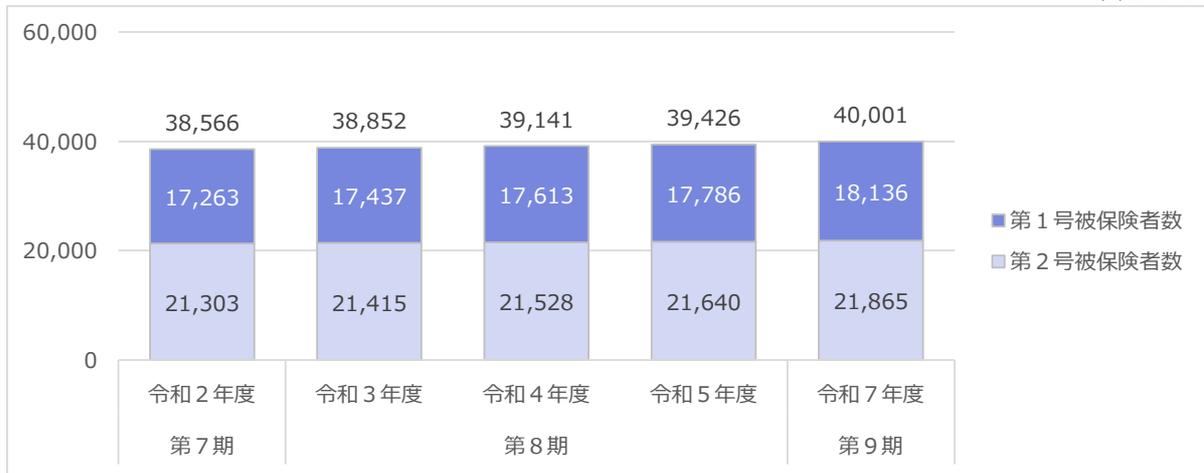
介護保険サービスの見込み

1 | 被保険者数の推計

第8期計画期間及び令和7年度における被保険者数は以下のとおり見込みます。

被保険者数の中長期推計

単位：人



資料：袖ヶ浦市基本構想を参考に令和2年10月1日の人口等により算出した人口推計より算出。

2 | 要支援・要介護認定者数の推計

第8期計画期間及び令和7年度における要支援・要介護認定者数は以下のとおり見込みます。

要支援・要介護認定者数の中長期推計

単位：人



※認定者には第2号被保険者が含まれる（各年10月1日現在）。

3 | 介護施設サービス・地域密着型サービスの整備

第8期計画期間においては、認知症対応型共同生活介護1か所、また地域密着型介護老人福祉施設1か所の開設を行うとともに、第9期計画期間内の開設に向けて地域密着型介護老人福祉施設1か所の開設準備を進めます。

項目	令和2年度末 現在	第8期整備計画		
		R3	R4	R5
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	4施設 定員295人	-	-	-
介護老人保健施設	2施設 定員190人	-	-	-
介護療養型医療施設	0施設	-	-	-
介護医療院	0施設	-	-	-
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	2事業所	-	-	-
(介護予防) 認知症対応型 通所介護	1事業所 定員3人	-	-	-
(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護	1事業所 定員18人	-	-	-
看護小規模多機能型居宅介護	1施設※ 定員29人	-	-	-
(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護	3施設 定員36人	-	-	1施設 定員18人
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	3施設 定員87人	-	-	1施設 定員29人

※令和2年度中に整備

4 | 介護保険料の設定

第8期計画期間内における所得段階別介護保険料は以下のとおり設定します。

段階	保険料率	対象者	介護保険料 (年額)
第1段階	基準額 ×0.28	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している方 ・市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額と合計所得金額 (年金収入に係る所得を除く)の合計が80万円以下の方 (低所得者の軽減強化のため保険料率を0.48から0.28へ引き下げています。)	17,472円
第2段階	基準額 ×0.48	・市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額と合計所得金額 (年金収入に係る所得を除く)の合計が80万円超120万円 以下の方 (低所得者の軽減強化のため保険料率を0.73から0.48へ引き下げています。)	29,952円
第3段階	基準額 ×0.70	・市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額と合計所得金額 (年金収入に係る所得を除く)の合計が120万円を超える方 (低所得者の軽減強化のため保険料率を0.75から0.70へ引き下げています。)	43,680円
第4段階	基準額 ×0.90	・市民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の課税年金収入額 と合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)の合計が80万 円以下の方	56,160円
第5段階	基準額 ×1.00	・市民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の課税年金収入額 と合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)の合計が80万 円を超える方	62,400円
第6段階	基準額 ×1.19	・市民税本人課税者 (前年の合計所得金額120万円未満)	74,256円
第7段階	基準額 ×1.29	・市民税本人課税者 (前年の合計所得金額120万円以上210万円未満)	80,496円
第8段階	基準額 ×1.50	・市民税本人課税者 (前年の合計所得金額210万円以上320万円未満)	93,600円
第9段階	基準額 ×1.70	・市民税本人課税者 (前年の合計所得金額320万円以上400万円未満)	106,080円
第10段階	基準額 ×1.75	・市民税本人課税者 (前年の合計所得金額400万円以上500万円未満)	109,200円
第11段階	基準額 ×1.80	・市民税本人課税者 (前年の合計所得金額500万円以上600万円未満)	112,320円
第12段階	基準額 ×1.85	・市民税本人課税者 (前年の合計所得金額600万円以上800万円未満)	115,440円
第13段階	基準額 ×1.90	・市民税本人課税者 (前年の合計所得金額800万円以上1,000万円未満)	118,560円
第14段階	基準額 ×2.00	・市民税本人課税者 (前年の合計所得金額1,000万円以上)	124,800円

※合計所得金額：「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」、短期・長期譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額です。なお、令和3（2021）年4月から給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額については、計算した金額から10万円を控除した額となります。

5 | 低所得者の支援策

保険料率の段階区分

介護保険料は、被保険者及びその世帯の住民税課税状況に応じて、14段階に設定しています。

介護保険料の減免

災害等の特別な事情により、一時的に介護保険料の負担能力の低下が認められるような場合は、介護保険料の減免あるいは徴収を一時猶予されます。

介護保険負担限度額の認定

市民税非課税世帯等の低所得者（利用者負担が第1・第2・第3段階）に該当する方は、介護保険施設、短期入所サービス及び地域密着型介護老人福祉施設の利用における食費・居住費（滞在費）等の負担について限度額が設定され、限度額を超える分は特定入所者介護（予防）サービス費として補足給付されます。

高額介護（予防）サービス費の支給

自己負担が、一定の上限額を超えた時は、超えた分を高額介護（予防）サービス費として支給されます。

また、所得によってその上限が減額され、負担が重くなりすぎないように仕組みになっています（ただし、居住費・食費・日常生活費等は含まれません）。

高額医療合算介護（予防）サービス費の支給

介護保険と医療保険の1年間の自己負担額の合計が、限度額を超えた時は、超えた分を高額医療合算介護（予防）サービス費として支給されます。

社会福祉法人等による利用者負担軽減

社会福祉法人が運営している特別養護老人ホーム等のサービスについて、法人が特に生計維持することが困難な低所得者に対して利用者負担を軽減した場合に、市がその費用の一部を公費で補う制度です。

6 | 計画の達成状況の評価

袖ヶ浦市での取組結果を評価するための項目及び目標値を下記のとおり設定しました。

この評価を袖ヶ浦市介護保険運営協議会へ報告し、事業計画及び事業の円滑な運営を推進していきます。

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
①要介護認定率	14.0%	16.3%
②袖ヶ浦いきいき百歳体操参加者数	1,270人	1,639人
③地域包括支援センターの体制強化（支援センター数）	1か所	3か所
④ケアプラン点検を実施した市内事業所の割合	100.0%	100.0%

04 袖ヶ浦市

成年後見制度利用促進基本計画

1 | 計画の位置づけと期間

本計画は、利用促進法第14条第1項における市町村計画として位置づけられるものであり、「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」の策定に合わせて策定します。今後も地域福祉計画・障がい者福祉基本計画等の関連する各計画間で調和を図りながら改定を重ねる予定です。

本計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とします。

2 | 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る支援者である後見人・保佐人・補助人（以下、「後見人等」という。）を家庭裁判所が選任し対象者を法律的に支援する制度です。選任された後見人等が預貯金等の管理や介護サービス等の利用契約を行うことにより、対象者の財産や生活を守ることができます。

▶ 法定後見制度

本人の判断能力に応じて、後見・保佐・補助の3つの類型から家庭裁判所によって選ばれた後見人等が本人を支援するものです。

	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力がほとんどない人	判断能力が著しく十分でない人	判断能力が十分でない人
支援する人	後見人	保佐人	補助人
申立ができる人	本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長等		
代理権	財産に関するすべての法律行為（本人の同意は不要）	本人の同意を得た上で家庭裁判所が定める特定の法律行為	
同意権・取消権	日常生活に関する行為（日用品の買い物等）以外の行為	法律上定められた重要な行為（相続の承認・住宅の改築等）	本人の同意を得た上で家庭裁判所が定めた特定の法律行為

▶ 任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、判断能力が低下した場合に代わってしてもらいたいことを契約で定めておく制度で、本人の判断能力が低下した際に親族や任意後見人等が申立を行い任意後見監督人が選任されることで契約の効力が生じます。

3 | 計画の基本理念

本計画の基本理念として以下を設定します。

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人が成年後見制度を円滑に利用して地域で安心して暮らし続けることができる仕組みづくりを目指します。

4 | 具体的な取組

成年後見制度の利用促進においては、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の構築が重要とされています。「ネットワーク」は、成年後見制度の利用が必要な人が適切に制度を利用するための地域連携の仕組みで、権利擁護支援が必要な人とその支援者でつくる個別の「チーム」と、「チーム」の支援や権利擁護のための地域づくりの検討を行う「協議会」からなります。「基本計画」では、「ネットワーク」は次の3つの役割を担うとされています。

- ① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ② 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

そして、「ネットワーク」のコーディネートを担うのが「中核機関」です。「中核機関」と「ネットワーク」は（ア）広報機能、（イ）相談機能、（ウ）成年後見制度利用促進機能、（エ）後見人支援機能を働かせることにより、3つの役割を遂行します。

具体的な取組

市長申立の実施

費用助成の実施

中核機関の設置
の検討

協議会の設置
の検討

法人後見事業

日常生活自立
支援事業

袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画
(袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画)

発行	令和3年3月
企画・編集	袖ヶ浦市福祉部介護保険課・高齢者支援課 〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
TEL	0438-62-3158 (介護保険課) 0438-62-3219 (高齢者支援課)
FAX	0438-62-3165
URL	https://www.city.sodegaura.lg.jp